
令和2年 第5回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和2年6月16日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和2年6月16日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（1名）

10番 松熊武比古

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史			

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

本日は、10番、松熊武比古議員から、検査のため出席できないとの届出が出されております。現在の出席議員は10人です。

ただいまから令和2年第5回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 災害・浸水対策について

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと眼鏡が曇りますので、マスクを外させていただきます。済みません。

4番、野瀬繁隆でございます。議長の許可を頂きましたので、発言通告に従って、順次質問を行ってまいります。

今、新型コロナウイルス感染予防対応に日々御苦労されていると思いますが、一日でも早い収束を願うものであります。

一方では、今年もつい先週、梅雨入り宣言が出されました。ここ数年、豪雨による浸水被害に見舞われている状況が続いていますので、災害・浸水対策を大項目として、小項目ごとに質問を行ってまいります。

大刀洗町の中でも、特に大堰校区は九州最大の河川である筑後川、そしてそれに流れ込む小石原川、佐田川、二又川、そういった比較的大きな河川に囲まれた地域であります。これらの河川は、豊かな実りをもたらす一方で、過去より幾度となく甚大な被害をももたらしてきました。昭和28年の大水害においては、筑後川などの堤防決壊により、床島集落は55戸あったそうでございますけれども、その中の24戸が流出したという記録もあります。

その床島地区は、南側に筑後川、床島用水、東側に桂川、これは朝倉大水害のときの氾濫した川でございます。今も改修が行われております。北側から西側にかけて、長田川、佐田川に囲まれた、いわゆるすり鉢状の地形になっております。地区内に降った雨水は、北側の水門から長田

川へ、また東側の水門から佐田川へ放流するようになっています。

しかしながら、ここ数年は豪雨続きで、河川水位の上昇が早く、水門からの排水ができず、地区内の雨水はため池状態で、浸水被害を招いている状況にあります。そのため、当地区では、警戒レベル3の発令と同時に、指定された避難所への避難を呼びかけ、早め早めの対応を行っているというふうに聞き及んでおります。

しかし、今年は新型コロナウイルス感染症への不安の声もあります。

そこで、まず避難所についてお尋ねします。

指定された避難所、中央公民館になるんでしょうけども、そこにおける新型コロナウイルス感染症のリスクにどのように対応するのか、お伺いをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の質問の災害・浸水対策について答弁をいたします。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての質問でございます。

まず、前提としまして、特定の指定避難所に多数の住民の皆様が避難され、過密状態となれば、それだけで感染のリスクは高まります。感染予防と感染拡大防止の観点からは、いかにして避難された皆様に十分なスペースを確保し、3つの密を回避できるか、これがポイントになるというふうに考えております。

このため、災害の状況に応じまして、中央公民館に加え、健康管理センターやドリームセンター、校区センター、あるいは小学校の体育館の利用を検討をしております。

併せて、災害の状況によりましては、地域の公民館や、安全な場所にある親戚や知人宅などへの避難も考えていただくように周知をしております。

次に、避難所での感染防止対策としましては、3つの密を避けるため、定期的に窓やドアを開放し、十分な換気を実施するとともに、間仕切りの設置や床への表示等により、避難された皆様の距離や間隔が取れるように工夫をしております。

また、避難所の出入り口やトイレ周辺にはアルコール消毒液を設置するとともに、避難所の机、椅子、ドアノブ、トイレなどを消毒液等で定期的に清掃を行うなど、感染対策に努めてまいります。

さらに、受け付け時に検温や問診票による健康状態を確認し、定期的な体温測定等を通じて、避難所の皆様の健康状態の確認に努めるとともに、手指の消毒やマスクの着用、咳エチケットなどの注意喚起を図り、基本的な感染対策の徹底を図っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の答弁にありましたけれども、福岡県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルというものが5月に出されております。その中では、今、答弁

がありましたように、いわゆる3密を避けるというか、避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者等を想定して、できるだけ多くの避難所を確保するというようなことがあります。

そのとき、指定避難所以外の避難所、この中には臨時避難所というような表現がしてあります。その選定に当たっては、今も申されましたように、地域住民の生活圏、いわゆる小学校単位ぐらいのものでというのが1つあります。

私は、先ほど出ましたけど、行政区単位に公民分館がございます。そういうものを一時的に避難所にしてもいいのかなということで、自主防災の人たちとそういう話もしております。そうすれば、そういった自主防災組織とのさらなる連携強化が必要になってくるというように考えます。

マニュアルに掲げられている指定避難所以外の避難所の設置について、今、幾つかの観点を挙げられましたが、1つだけ、在宅避難というのが出ております。これ在宅避難というときに、一番安全であればいいんですけど、安全性の確保とかいうのをどういう形で判断できるのかなというのがちょっと分かりませんでしたので、何か具体的なものがあれば、答弁いただければと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 在宅避難についての御質問でございます。

在宅避難について、一概にこういう場合はこうするというふうにとというのが、いろんな状況が想定されますので、一義的にこうなりますという断言することは難しいんですけども、それぞれの災害の状況に応じて、例えば垂直避難ということで、頑丈な建物にお住まいの皆さん、例えばスカイラーク等にお住まいの皆さん、この間の災害のときなんかでも、スカイラーク上高橋のほうは、南部コミュニティセンターの前の道路とかがかなり冠水したんですけども、恐らくそのときに避難をするよりも、スカイラークで多分2階、3階の皆さんはそのまま在宅に避難していただいたほうが安全だったんだろうと思います。

ですから、それはどういう場合にとというのが一概には申し上げづらいんですけども、安全な場所で安全な建物内にいる場合は垂直避難というのも1つの選択肢のものだろうと思います。

これについては、行政もちろんですけども、住民の皆様お一人お一人がハザードマップ等で、自分のお住まいの地域がこういう災害のときに例えばどのくらい浸水する可能性があるのかということを確認いただきながら、御判断いただければと思っておりますが、そういう点の広報についてもこれからしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 避難所の対応とかについては、また次の隠塚議員が何か質問されるというふうに聞いておりますので、それをまた聞かせていただきたいと思います。

次に移ります。次に、具体的な浸水対策についてお尋ねをいたします。

床島地区は、毎年のように浸水被害に見舞われているような状況にあります。その主な要因をどのように捉えてあるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 床島地区の浸水被害の要因についての御質問でございます。

これも、議員が先ほど冒頭から御説明あったりでございます。床島地区は東西南北を桂川、佐田川、筑後川、長田川に囲まれた地形となっております。排出先である佐田川及び長田川の水位が上昇した際には、逆流防止のため水門が閉じられますし、フラップゲートが閉鎖されますので、両方の河川に床島集落内の排水ができなくなる、このための内水被害というのが今の要因だと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いわゆる自然流下の排水でございますので、当然河川の水位が上がれば排水できないと、先ほど地形はすり鉢状の地形というふうに申し上げましたので、多分そういうことだろうと私も思っております。

ただし、こういった地区というのはほかにもあるだろうと思うんですが、雨水対策、いわゆる河川に関わるものじゃなくて、地区内の雨水対策については、常時あればポンプを設置したり、もう少し放流先の違う場所を見つけたりとか、いろいろなことが考えられるとは思いますが、そういう雨水対策についての町の考え方、基本的な考え方でもいいんですが、あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 床島地区内の雨水対策についての御質問でございます。

これは、後ほどの議員の質問の中にもありますけれども、本年度、内水排除用のポンプを2基購入したところでございまして、こういったポンプを活用しながら、雨水対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それでは次に移りますが、平成29年の7月の北部九州豪雨災害に関連して、これは朝倉地区が非常に災害を受けた災害でございます。そういうことがあって、翌年の平成30年6月の定例会において、当時の長野議員が豪雨災害時の住民への情報伝達及び町内巡視体制について質問され、その在り方等について厳しく指摘されている点が何点かあります。

また、質問の中で当時の状況が少し述べられていますので、ちょっと引用させていただきますと、床島地区の北側の長田川の水位の上昇によって、堤防道路、県道鳥栖朝倉線、これはこの前の議会で廃止といいますか、認定の議案が出ていたあの区間を超えて、集落内に越流する危険が

あったと。筑後川事務所が大型排水ポンプ車8台を配備し、佐田川へ放流することによって長田川の水位を下げるとともに、2台を使って集落内に溜った雨水を佐田川へ放流したと、当時の状況が述べられております。

次にまた、平成30年の7月豪雨、これは小石原川の下流域が非常に土砂が流入したり、堤防が少し決壊したり、菅野橋が崩落したり、この災害ですね。30年7月の豪雨の概要というものを、速報版で筑後川河川事務所がまとめておられます。それを見てもみますと、佐田川の金丸橋といますから、これは甘木にあるところだと思います。そこで、観測史上最高水位を記録したというふうにもあります。

そういう状況の中、筑後川河川事務所から、リエゾン、いわゆるリエゾンとは何かフランス語みたいですけど、組織間の連絡・連携を意味するというようなことでございます。リエゾンによる大型排水ポンプ車を佐田川左岸の床島地区及び隣接する長田地区に派遣し、水防活動を実施したというような記録がまとめられております。

そこで、お尋ねをいたしますが、豪雨時のリエゾンの大型排水ポンプ車の派遣に当たっては、どのような手続、情報伝達を要するのか、また九州地方整備局と大刀洗町における大規模な災害時の応援に関する協定書、これは平成23年9月に締結をされておりますが、この協定に基づく町からの応援要請の実績等をお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 豪雨時の応援要請についての質問でございます。

九州地方整備局への応援要請につきましては、町の災害対策本部で国への要請を決定後、電話にて国の窓口でございます筑後川河川事務所片ノ瀬出張所を通じて、九州地方整備局に応援を要請しているところでございまして、最近の応援要請の実績としましては、先ほど御紹介がありました平成30年度及び令和元年度の豪雨時に、排水ポンプ車の派遣を要請したところでございます。

なお、リエゾンにつきましては、大雨災害時には陸上自衛隊の小郡駐屯地、それから久留米広域消防本部から、本町の災害対策本部のほうにリエゾンが派遣されてきているところでございますけれども、これまでのところ、九州地方整備局に対して、先ほどの御指摘があった協定書に基づいてリエゾンの派遣を要請したことは、今までのところとしては実績はございません。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 何が言いたかったかといいますと、協定書を交わしてあります。聞くところによると、文書で要請してくれんかというような内容になっているみたいですが、今の時代、いわゆる動画も現場巡視してある人たちが動画を撮って送ることができるし、リアルタイムで情報を伝達できるような時代になっているわけですね。

そういう中でホットラインがあると思いますけど、ホットライン等によって派遣をお願いしたいということが、こういう協定書の紙ベースでの実績はないのかも分かりませんが、先ほど町長がお答えになりました、そういう派遣要請をお願いしているのもこういう協定書があるからだと思うんですね。

だから、そういうことをもう少し事前にいろいろ協議したり活用することを、今後やっていただきたいというふうをお願いをしておきます。

次に、先ほどちょっとお話に出ましたが、今年度に新規に消防団救助能力向上資機材整備事業として、排水ポンプの購入が上げられておりますが、排水能力と具体的な活用方法についてお尋ねをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今年度、購入いたしました排水ポンプの排水能力と活用方法についての御質問でございます。

今年度、口径が3インチ、約8センチになりますけれども、最大吐出量毎分850リットル、吸入揚程8メートルの排水ポンプを2基購入したところでございまして、例えば今御指摘がっておりますように、床島区のほうから内水の排除の要請があった場合には、地元消防団を指示して、排水ポンプを用いて佐田川へ強制排水すること、そういうことを考えております。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 毎分0.85トンかな、そういうことになろうかと思いますが、国が持っている大型ポンプ車というのは、例えば1分間に30トンぐらい排水するんですね。どうかすれば、小学校のプールやら、20分もせずに満水状態になる、その程度の能力を持っています。だから、その使い分けをしっかりとっていただきたいということをお願いしたいと思います。

ですから、例えば床島であれば、どうも水位が非常に上昇しているから、早めに消防団とかそういうところをお願いして排水を行っていくとか、そういう体制と機能に応じて、臨機応変に活用していただきたいということをお願いをいたします。

次に、今まで佐田川等の関連を質問をいたしました。次は、小石原川関連についてお尋ねをいたします。

平成30年の先ほど申しました7月豪雨で、小石原川下流域では甚大な被害を受けております。栄田橋の水位観測所では、氾濫の危険水位を70センチも超える、本当堤防すれすれまで越流するんじゃないかということと、上流側では越流したというふうなお話もあります。

菅野橋もこのときに落橋をしました。今、復旧も下部工工事が終わって、今年度、上部工工事とか、取付道路の工事が完成する予定というふうに聞いております。改めて、早急な完成をこの

場を借りてお願いをしたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、長年の懸案であった洪水調整機能を持つ小石原川ダムが完成したというふうに聞き及んでおりますが、これまでに豪雨による被害を受けてきた大刀洗町として、ダムの完成による効果をどのように捉えてあるのかをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 小石原川ダムの評価についての御質問でございます。

まず、小石原川ダムは、小石原川の江川ダムの上流に新設された多目的ダムでございます、都市用水などの利水容量3,500万立方メートル、3,500万トンに加え410万立方メートルの洪水調整容量を有しております。

また、大雨が予想される場合には事前放流をするようになっておりまして、事前放流を通じまして、3,500万立方メートルの利水容量のうち378万立方メートルを洪水調整可能容量とすることとされております。

一方、下流の江川ダムですけれども、これは農業用水と都市用水のために建設された利水用ダムでございます、これまで洪水調整容量は全く有していなかったところですが、これが昨年12月に策定されました国の既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針に基づきまして、大雨が予想される場合は、先ほど申し上げました事前放流を通じて、利水容量2,400万立方メートルのうち243万2,000立方メートルを洪水調整可能容量として、本年度から運用を変更することとされております。

このように、小石原川ダムの新設と江川ダムの運用変更に伴いまして、小石原川流域ではこれまで全くなかった洪水調整機能として、平常時で410万立方メートル、大雨が予想される場合には事前放流を通じて1,031万2,000立方メートルが新たに確保されてまいります。

このことに伴いまして、小石原川流域の洪水被害を軽減させ、住民の皆様の生命と財産の保全に大きく寄与するものと期待をいたしております。

ただし一方で、小石原川の流域面積というのが大体85.9平方キロメートルございます。そのうちダムでカバーしている面積、小石原川ダムが大体20.5平方キロメートル、江川ダムの流域面積が小石原川ダムの流域面積も合わせて30平方キロメートルでございますので、基本的に小石原川の流域面積の3分の1強しかダムではカバーをされません。

ですから、残りの3分の2弱に降った雨がそのまま流れてまいりますので、ダムができたから安心です、二度と洪水はありませんよということには残念ながらなりませんので、今後とも住民の皆様の安全・安心の確保のため、より一層の防災力の向上に努めてまいります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 議長、大変申し訳ないんですけど、1つ質問を忘れておりましたの

で、佐田川関連について、床島地区の一番大事な質問を忘れておりました、飛ばしておりましたので、よろしいでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 小項目6番は今の答弁でよろしいんですか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それはまた後でコメントさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） それか、これを終わった後に、小項目5番に戻られても構いませんけど。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、小石原川ダムの機能等についてございました。平成30年7月の豪雨とかでも、もう少し江川ダムの運用規定に縛られずに、弾力的に運用していただきたい。そうすれば、事前放流をしておけば、幾らかでも調整できたんじゃないかということ在地元の方もそう言われておりました。

多分、国もそういうのを受けて、運用規定を改定していると思います。今、答弁にもありましたように、小石原川ダムと江川ダム、それとどうかすれば寺内ダム、この3つのダムを運用するに当たって、効率的な運用をすれば、かなりの効果があるというふうに私は思っておりますので、ぜひ何かそういう協議の場があれば、利水も大事なことでございますけれども、そういう今の時期の運用は非常に難しいと思いますけど、最大限の効果が得られるようにお願いしたいと思います。

引き続き、前の質問に戻りますけど、床島地区のそういった浸水対策として、地元の要望が出されていると思いますが、その内容、そしてそれにどう対応されるのかということをお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 床島地区からの要望への対応についての御質問でございます。

昨年度の区長要望におきまして、床島区から大雨時に床島用水側に排水管を設置してほしいというふうな旨の要望が提出を頂いております。この要望箇所につきましては、国土交通省筑後川河川事務所が管理する堤防内のこととなりますので、設置に際しては国から許可を受ける必要がございます。このため、現在、建設課において、協議資料の作成の準備を行っているところでございます。

なお、床島用水への排水については、地元のほうが床島堰土地改良区と協議をして、同意を得ているというふうにお伺いしておりますけれども、一方で先ほど申し上げましたとおり、国のほうに許可を頂かないとできないんですが、堤防に穴を開けるような占用許可申請となりますので、堤防に管渠を埋設する国の許可が下りるかどうかが現時点で見込めていないという状況でございます。

また、この要望は、恐らく佐田川のほうが増水をして、そこに排水ができないので、別の排水路ということで要望されているんじゃないかなというふうな気がするんですけど、佐田川に排

水ができないほど佐田川が増水したときに、果たして床島用水側に排水できるのかというのが、これは高低差ということをきちんと調べないと分からないなという気がしております。

佐田川と床島用水が、サイフォンで抜けられるところがございますよね。佐田川が増水した場合には、床島用水のほうに、鳥飼水門のほうにも筑後川のほうにも、床島用水のほうに水があふれているというお話も聞きますので、そういう状況で集落内の雨水、内水を床島用水側に排水できるのか、そこは高低差等を確認した上で対応してまいりたいと思っています。

だから、そういう意味では、もしかしたら、今は佐田川のほうに置いてあります水門、そこに少し大きなポンプを設置するほうがもしかしたら実効性があるのかなとも思っておりますので、その辺は地元とも十分協議をしたいと思っておりますし、まずは調査させていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 何はともあれ、国と協議するにはそういう測量といいますか、高低差をしっかりとつかんでおかないと、何も物が言えなくなりますから、まず可能性としては物理的に可能なのかということと、そういう堤防の占用とか、そういう手続的な問題とか、それぞれ課題はあると思いますけど、それができなければ、先ほど答弁があったようなポンプをしたほうが非常に実効的なのかなという部分もありますので、ぜひそういう毎年悩まされている方々にとっては丁寧に対応していただきたいなということをお願いをしたいと思います。済いません。

それでは、最後になりますけれども、この前の水害で、富多にある江戸橋の下流の右岸側の護岸工事はきれいに石張りをして、壊れないように工事が終わっております。左岸側は急に狭くなって、全くそのままの状態で放置されています。ですから、また同じような雨量とか水位になれば、当然また堤防を壊し、ああいうふうに田畑に大量の土砂とか流木が流れ込むというのが考えられます。

そういうことから、平成30年の8月6日付で、国土交通省筑後川河川事務所に提出された小石原川の築堤に関する陳情というものが出されていると思いますが、その後、その取扱いはどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 小石原川の築堤に関する陳情のその後の経過についての御質問でございます。

この陳情は、平成30年の町政懇談会での地元からの要望を受けまして、大刀洗町から筑後川河川事務所に対し、江戸橋下流の小石原川左岸側への堤防設置と川幅の拡幅・拡大の要望を行ったものでございます。

このうち、堤防設置につきましては、これまで小石原川に接続する二又川沿いに大きな冠水が

発生しているところをごさいますて、朝倉市のほうで大きな豪雨災害があった場合に、堤防を整備するとかえって排水箇所が二又川であったり水路のみとなつてまいりまして、冠水時の水位が高くなるかもしれん、あるいは水位低下までの時間が今よりも増加するというふうな見解もございまして、国のほうからは堤防の設置は難しいというふうな回答を頂いております。

また、川幅の拡幅・拡大につきましては、江戸橋下流から小石原川橋までの区間の河道が、御指摘があったように狭い状況にございまして、この区間の河道を拡幅できないか、今現在、河川事務所が河道拡幅の法線等の検討を進めている段階というふうにお聞きをしております。

ただ、この際、河道を拡幅する場合、国といたしましては、久留米市のほうにございまして染橋を、これを撤去をしたいというふうに、そういうふうな意向があるようございまして、この点が今後の大きな課題になってくるというふうと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 災害について、床島地区とか小石原川について、いろいろと御質問をさせていただきました。また、同じような豪雨が来るかどうかというのは別としまして、事前の対策が非常に必要だということ、痛切に今感じていますのは、自主防災の組織が行政区の中でただ連絡用だけになっていたのを少し具体的にどう行動すれば、いわゆる行政区の仕事としてはまず逃げろと、避難をしてくれという、いかに避難をさせるかということにかかるといふことで、町の防災専門官のいろいろな指導も仰ぎながら、そういうマニュアルというか、行政区ごとのそういう避難マニュアルみたいなものを作ったりしております。

ぜひ、そういうものも広げていって、校区とか、あるいは町として組織化しながら、地域ときちんと連絡体制を取って、防災体制を整えていただきたいということを最後をお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。隠塚議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. 避難所でのコロナ対策について
2. 健康診断のときにPCR検査・抗体検査を追加しては。

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚春子でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

梅雨入りをした6月11日はかなり強く降った時間があり、昨年、あるいはおととの豪雨を思い出された方も多かったと思います。今年は風水害が発生しないことを心から願っております。

しかしながら、災害は発生するものと考えて、事前に対策計画を立てることが重要であるとい

うことは、先ほど野瀬議員が言われたとおりです。

今年は、何かと大変な避難所の運営に、新型コロナウイルス感染症の対策も必要になります。そこで、避難所でのコロナ対策について伺います。

①の3密を避けるための対策はについてでございます。

先ほど野瀬議員への答弁で、中央公民館を中心とした受け付けの際の検温、あるいは問診票、密を避けるための対策計画などを述べられました。また、対策計画を練っておられる途中だとも、先日、お聞きいたしました。よって、3密を避けるための対策について、もう少し詳細にお尋ねいたします。

私たちが不安なのは、無症状の感染者からの感染です。避難者が来られたとき、最初の密が生じます。毎年、避難している地域の避難者の数も把握していると伺っております。

そこで、提案でございますが、問診票は、厚労省科学研究費補助金、新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究の研究班の提案によるものを参考にしておられるようですが、先ほど申し上げた地域を中心に事前に問診票を渡して、記入の上、避難のときに持参していただいておりますでしょうか。

検温をしてこなかった方のための検温スペースへの案内も含め、受付での対話や対応時間を短縮できると思います。例えばですが、1人に1枚記入していただいて、1家族をまとめておけば、外出者や帰宅した人の把握もできやすいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。それでは、隠塚議員の御質問にお答えいたします。

災害時避難所を運営する場合に、一応避難所の受付を設けまして、受付において避難者の住所とか家族構成、男女、関係を確認し、集計をしております。今回、コロナ対策ということで、避難所受付において問診票及び検温等を実施しまして、熱のある方、もしくはそういう傷病のある方は別室にて避難をしていただきたいと思いますと考えております。

隠塚議員の御意見のように、事前に問診票を配付してはどうかということですが、町としては、問診票を事前に配付というよりも、避難をしていただく際にはまず避難を優先していただきたいと思いますと考えておりますので、問診票等は事前に配付はせずに、避難所に来ていただいた時点で、若干混雑はするかもしれませんが、避難所において問診票及び検温等をして、その受け付けをしていきたいと考えております。

何はともあれ、とにかく避難が最優先しますので、避難をしていただいて、安全な場所においての問診票の作成、受け付けを考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今、御答弁いただいたように、確かにまずは避難が優先というのは十分承知しております。しかしながら、問診票の準備は、先ほども申し上げたように、受付時間の短縮と、避難者と、そして職員を含めての密の防止にも役立つと考えるので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、国や県、町のホームページでも、分散避難ということで、知人や親戚などへのいわゆる縁故避難を推奨しています。この状況下では、依頼する側、受け入れる側も遠慮が働くということも考えられます。また、当てがないから、避難所へ来る人が多いのだと思います。

先ほどもありましたが、公民館に入り切れないときは隣のちゃおへ、次はドリームセンターを使用する手順になっていると伺いました。ソーシャルディスタンスを考えれば、次は校区センターということになると思います。ホームページでも、校区センターや公民館の活用が上げられていますが、先ほど野瀬議員の発言の中にもあったように、特に公民館を使用する場合のことを考えると、区長さんや自主防災組織との事前の打合せも必要になると思います。

大堰、本郷、大刀洗の校区センターへの道路が、冠水して行けなかったという話を聞いたこともあります。校区センターは町の管理で、開設は職員2名が担当して、閉設されるまでそのまま常駐するというのを伺っております。

そこで、3密を避けるためにも、避難が予想される地域の方々の中で、希望者には事前に避難所を振り分けるなどということをお考えになってはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、お答えいたします。

まず、避難所としまして、大刀洗町が作成しております地域防災計画書の中に、指定避難所は13カ所ありますけども、それとは別に、今、隠塚議員がおっしゃってあるように、一時避難所として各行政区、25行政区あるんですけども、それぞれの行政区に公民館がありますので、そこを一時避難所として記載はしております。

まず、避難所という指針でございますけども、内閣府の防災担当部が出しております避難所の指針としましては、避難とは難を避けるということが書いてあります。要するに、安全な場所にいる方は、危険を冒してまでも避難所に行く必要はないと。さらに、避難先は指定避難所だけではなくて、身近なところとしまして、親戚、もしくは近所、知人の家に避難することも考えてみようという提案もあっております。

ということで、まずは避難所——回答中に質問の内容が分からなくなりましたので、再度、内容をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 詳しく説明を頂こうというあまりのことだと思いますが、今のお話で大分内容も分かりましたので、ありがとうございます。

要は、避難地域、たびたび避難している地域の方たちの中で、希望者があれば、避難場所の希望があれば、事前に避難所を振り分けておいたらいかがでしょうかということです。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えします。

事前に避難をする場所をあらかじめ割当てをしたかどうかということだと思えます。基本的に、それぞれ各行政区内、4小学校区がございますので、それが基本になるとは思いますが、一方で、災害の様態によってはその避難所が活用できないということも当然考えられますので、この行政区の方はここにというふうにとするのはなかなか難しい、台風とか、あるいは地震とかだとあれなんです、大雨にしても、どの道路が使えないとか、どこの周囲が冠水してというのがございますので、そこはある程度その場の状況に応じて、避難所の開設の指示をさせていただければと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） おっしゃるように、難しい作業だとは思いますが、しかしながら先ほども少し申し上げましたが、昨年、2度とも避難した方が20名ということでした。例えば、その御家族だけでも校区センターに早めに避難していただければ、中央公民館のスペースに余裕が出ます。これもまた密を避けるための方法だと考えますので、避難先の途中までの状況とかいはそのときの判断にももちろんなることは十分承知しております。なので、第1案とか第2案とかいうことを検討していただければと思います。

そういうことも含めて、受付での混雑を避けるためにも、先ほどの野瀬議員への答弁の中にもありましたが、警戒レベル3、避難準備情報等、高齢者等避難開始、警戒レベル4、避難勧告、避難指示ということになってはいますが、食料や飲物など、そして今回は消毒液など、荷物がかさみます。運転ができない方たちへのサポートも必要だと思います。安全性を確保するためにも、明るいうちの避難が望ましいと思いますので、先ほどの振り分けのことを勘案しても、基準より早めの発令をしてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 災害時は、町のほうで災害対策本部を立ち上げて、町長以下、町長を本部長として各課長で会議を進めております。その中で、降雨状況、雨雲レーダー、ダムの放流、河川の水位等を勘案し、レベル3の避難準備情報、高齢者避難、もしくはレベル4の避難指示、避難勧告等を発令しております。

町としましては、なるべく早く明るいうちにとすることは検討しております。先日、6月3日

に町内で水害危機の高いところ、小石原川左岸の7名の区長さんに集まっていただきまして、建設課と総務課のほうで今後の水害対策について話し合いをしております。

その中で一番重要なのは、町の災害対策本部が避難勧告、避難指示を出すのも重要ですけども、区域区域に応じた危険性がございますので、区域を代表する区長さんが危険、もしくは避難したいという情報を町のほうに渡してもらえば、町のほうで避難情報、準備情報、もしくは避難勧告、避難指示を発令するような形をお約束をしておりますので、町も早めに準備して、避難勧告なり避難準備情報は出しますけども、地元の区長さんからの要望を優先しまして、そこで時間をかけずに避難準備情報、もしくは避難勧告等を発令していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 避難情報は地域により順次発令しているというようなこともありまして、状況判断をされていて、区長さんとの連携も今回は特に取れているようなので少し安心したところですが、早めの避難発令を心がけていただけたらと思います。

さて、広報に災害の準備として掲載され、もう少し詳しい内容がホームページに上げられています。たびたび避難をした方のお話では、必要なもの、特にトイレの消毒液などを持っていかなければならないのだろうか、持参しなければならない内容を詳しく知りたいということでした。

避難経験がない人たちのためにも、避難が必要になったときの参考になりますし、ホームページへのアクセスができない方たちのためにも、回覧板で避難時の注意事項、あるいは避難所でのトイレの使用時の注意及びごみの処理の仕方、ごみの集積所の場所のお知らせとか、コロナ対策を含めた携帯品のリストなど、外からのウイルスを持ち込まないために有効だとされています。リップなども入っていないようですので、いま一度精査して、お知らせしてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、避難時の注意につきましては、避難所において、大きい紙に避難所の注意を書いておりますし、もしくは白板、もしくは黒板等に避難所での注意を書いておりますので、そこで見ていただきたいと思います。

それと、避難所へ持っていく携帯品につきましては、基本的には自分で飲んだり食べたりする食料、飲料水を持ってきてくださいということで、お知らせはしております。それは、携帯電話でやるエリアメールとか、もしくは町広報車、もしくはホームページ等で、避難所を開設する際は持参品として、自分で食べるもの、もしくは飲物等を持ってきてくださいということで記載はしております。

携帯品のリストにつきましては、それぞれケース・バイ・ケースで、いろんな携帯を持ってく

る方もいらっしゃいますので、それについては基本的な部分は6月号の町の広報に、水害対策として携帯品、もしくは注意事項ということで記載はしておりますので、回覧板の広報につきましても、今後、検討をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 避難への意識を高めるためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで忘れてならないのは、区や隣組に加入していない世帯や外国人居住者への周知です。方策はお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、区、隣組に加入していない世帯につきましては、町のほうとしては、避難勧告、避難指示等につきましては、まず区長さん、もしくは民生委員さんへ連絡をしております。それと、情報共有としまして、伝達としまして携帯電話のエリアメールでの発信、それと町広報車による広報等で行っておりますので、区や隣組に加入されていない方でも情報は得られると考えております。

それと、外国人居住者の周知につきましてはですけども、町内に農業実習生、もしくは工場での実習生等で、300名ぐらひはいらっしゃるとは把握はしております。ただ、その方についての母国語での発信等はやっておりませんが、やはりそこは雇用主である方、工場、もしくは農家の事業主の方には情報は行くと思いますから、雇用主のほうから外国人従業員の安全確保をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 特に、外国人居住者の方への雇い主の方への周知ということに関しては、啓発をぜひ怠りなく行っていただきたいと思います。同じ町の住民ですし、ホームページを見られない方たちのためにも、先ほど何度も申し上げますが、回覧板を含めて周知の方法を考えていただきたいと思います。

次に、定期的な換気を1時間ごとに行うということでしたが、換気のために戸や窓を開けると蚊が入ってきます。御承知のとおり、蚊は病原菌の媒体でもあります。対策はお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今回のコロナウイルス対策の避難所の運営マニュアルの中には、1時間に1回程度、5分から10分の換気をするようにという指針が出ておりますので、町としましても1時間に1回の換気は行いたいと考えております。

その中で、御質問の蚊の対策でございますけども、網戸がある施設につきましては網戸で対策はできると思いますが、網戸がないところにつきましては、蚊取り線香とか、もしくはベープマットとか、そういう市販の蚊対策の用品購入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） よろしく願いいたします。

マスクを着けていると、熱中症を起こす危険性が高くなるということは十分に知られたことでもありますし、最近の気温が上がったのに比例して、救急車で熱中症で搬送される方々が増えてきております。そちらに対する対策はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） では、お答えいたします。

基本的に、コロナウイルス感染対策として、マスクの着用をお願いしているところでございます。ただ、マスクを着けて熱中症ということがたびたび報道で報道されておりますので、避難所においてはマスク着用をお願いしているところでありますので、あとはエアコン等の空調管理をする、もしくは各自で水分補給をしていただくとか、そういう対策を取っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、現実的にはそれだと思います。水分補給に関しては、マスクを着けていると、喉が渇いた、特に高齢者の方たちは喉が渇いたとかいうような感覚が希薄になってまいりますので、ぜひ貼り紙だけではなくて、見回りもされると聞いておりますので、そういうときの注意喚起をお願いしたいと思います。

次に、コロナウイルス感染症では、エアロゾルの危険性が言われております。これは、コロナウイルスだけのことではありません。人が歩くと、20センチの飛沫が舞い上がるとされています。また、床がつるつるだと、ウイルスは残念ながら長生きをするようです。感染症研究者による、そういう研究結果も出ております。

今回の補正予算では、体温計や消毒液、テント、段ボールなどの備品購入費が計上されております。熊本地震で多大な被害を受けた益城町では、休んだときに頭の周りを囲む、イメージ的にはMRIとかCTのような形になるんですが、高さ30センチメートルの段ボールベッドが300人分準備されたということです。ビニールで覆っておけば、折り畳んで再利用が可能ということでした。小都市や広川町でも、間仕切り用の段ボールを準備されているということです。

先ほどの答弁の中にもありましたように、間仕切りも考えているということで、段ボールの購入とかテントの購入というのが上げられているのかと思いますが、また小都市では、避難が長期

化した場合に、鳥栖にある段ボール製作会社に段ボールベッドを搬入してもらうという契約もしてあるそうです。

参考までですが、佐賀にサガシキという段ボール製作会社があり、そこで製作された段ボールベッドは間仕切りと一体型になっており、組立て時間は2人で5分ほど、ワンセット1万ということで少し高いかなとは思いますが、おととしは300人近くの避難者がおられたそうですが、全員でなくても、床からの立ち上がり動作に配慮が必要な方などを中心にして検討してみたいかがでしょうか。

段ボールベッドは飛沫感染予防に有効ですし、間仕切りをすることによって、ある程度のプライバシー対策にもなり、避難所の受入人数も増やすことができる可能性があると考えます。それによっては、公民館や校区センターを使用しなくても済む可能性も考えられ、職員の方たちの負担軽減にもなりますので、有効活用していただいて、段ボールの購入に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 6月の補正予算におきまして計上させていただいております補正予算におきまして、段ボール及びテントを購入する予定にしております。

今、隠塚議員がおっしゃった段ボールの構造なり配置というか、カタログ的な話的なやつとか、そういうやつを参考にさせていただきまして、補正が通りましたら、御意見を参考に、段ボール購入に当たっていきたくて考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では次に、②発熱中、あるいは発熱者が出た場合の対策について伺います。

避難所は、通常2名体制で運営することになっています。去年は、避難者が多いときには増員をしたというお話でした。今回は、先ほども申し上げましたが、見回りのために当初から1名増員を考えていると伺いました。その中に、保健師さん、あるいは看護師経験者に協力を依頼してはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えいたします。

避難所の発熱者への健康状態を確認するための対応でございます。

議員御指摘のように、そういう状態になったときに、保健師、あるいは看護師が対応するのが望ましいという、それはそのとおりだろうと思っています。

ただ一方で、マンパワーの面がございます。保健師が今職員で5名ですか、避難所の数にもよ

ります。避難所というのは、24時間運営になります。何交代かになります。ですので、必ず全ての時間帯に保健師、あるいは看護師の資格を持っている者を全ての避難所に配置できるかというのは、そこはなかなか難しい点もございますので、常駐ではなく巡回とか、できる方法を考えていただきたいと思います。

一方で、避難所対応以外の通常の業務もございますので、バランスを見ながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） もちろん状況によりますが、常駐は難しいと思っておりますし、全部の避難所にとというのはもちろんできないことだろうとは思っております。

ただ、今お答えいただいた巡回ということを検討するとおっしゃっていましたが、移動のときの危険性が伴いますので、もしお考えいただくとしたら、メインのという言い方をしているのかわかりませんが、避難者が多いと想像されるところに近場でということで検討いただけたらと思います。

何よりも皆さんの安全が大事なので、おっしゃったように、専門的な知識がある方は、体調不良を起こされた方とかに対して適切な対応ができると思っておりますので、職員の方の安全を考えて、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、③障害者及び要支援者に対する対策について伺います。

昨年9月1日時点での要支援者は669名、名簿情報の提供に同意された方は498名で、その方々には個別支援計画が立てられていると12月議会で答弁いただきましたが、人数に増減はありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 令和2年3月末現在の要支援者の台帳の登録者数でございますけれども、614名でございます。うち、災害時の関係者に情報提供することへの同意されている方につきましては、449名となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 半年ほどの間で少し人数が変わっていて、気になるのは個別支援計画が約50名ほど少なくなったようですが、これの要因は。

○議長（安丸眞一郎） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 要因としましては、死亡されている方とか、転出されている方とか、入所されている方等が出てきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そこで、町には公表されている2カ所の福祉避難所があります。伺いましたところ、過去の災害時にも、ショートステイ用の部屋で受け入れたということでありました。コロナ対策を含めた受入れ準備をしておられまして、発症の疑いがある方の受入れについては県や保健所に指示を仰ぐというお話でした。

そこで、名簿情報の提供に同意していない方たちのサポートをどうするかについての対策はお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 要支援台帳の中ですけれども、その中に協力していただける方の名前を掲載しておりますので、その方がベースになって、その方を援助していただくような形を取っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 対策は取られているようで安心いたしましたのですが、それは聴覚とか視覚に障害がある方たちの周知の方法や支援についても同様の形を取っておられるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 障害者の方も当然リストには入っているかと思っておりますので、その方たちも当然協力者の方がいらっしゃるようになっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そこでですが、コロナ禍の中で、より不安定になるだろうと思われる精神的な障害を抱えた方が例えば避難所に来られた場合、安心していただけるスペースの確保や対応は考えておられるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 町としましては、福祉避難所を2カ所設けております。設けているといたしますか、事業所のほうに協力を頂いているものでございまして、12名の枠を今設けている状況でございます。

ですので、仮に指定避難所の中でですけれども、当然環境が変わるということで、大きく動かれたりとか、声が大きくなったりとか、いろいろそういう状況があるかと思っておりますけれども、ほかの避難所の方に迷惑がかかる場合とかになってきた場合につきましては、そこにおける避難所の待機している職員のほうからまず本部のほうに、こういう方については福祉避難所に入れるべきではなかろうか、そういう相談があった場合は検討しまして、そして本部のほうから2カ所の事業所

のほうに受入れができるかどうかを確認を取りまして、オーケーが取れた場合につきましてはそこからそういう連絡を取り合いまして、指定避難所から福祉避難所への移送を行うように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そちらもしっかりと考えていただいているようで、安心したところ
です。

災害の中での移送というか、御家族の方がしっかりしていらっしゃると御家族で行かれるとは思いますが、もし職員の方とかが行かれる場合等も、地元のことをよく知っていらっしゃる職員の方がどうしてもということになるかと思いますが、先ほど町長が言われたように、マンパワーの不足のこともありますし、十分お気をつけてやっていただきたいと思います。

さて、昨日の国会の答弁では、ホテルなどを利用した場合、地方創生臨時交付金を使っての支援は可能ということでした。昨年、大勢の方たちの中に入れないということで、ホテルに避難した方がいらっしゃいます。こういう場合の補助も考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員、今のは（3）の障害者との関係で、ホテルへの避難ということ
ですか。

○議員（2番 隠塚 春子） はい。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） まず、町内に旅館業法に基づいた宿泊業がないんじゃないかなというふう
に思っております、そういうこともございまして、支援が必要な方については、先ほど健康福
祉課長が答弁いたしましたとおり、事前協定を結んでいる施設が2施設ございますので、そちら
のほうへの移送を考えております。

また、そうじゃないケースについても、それぞれ福祉施設等でショートステイ等の機能がござ
いますので、そちらの利用が可能かとか、あるいは健康状態によっては医療機関のほうに行かれ
たほうがいいんじゃないか、そういうところも含めて関係機関と連携をして、対応をさせていた
だきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、当町には宿泊施設はありませんけれども、現実にはそういう
こと、毎年ホテルを取って避難をしているというお話は聞いております。そんなにたくさんの方
ではないとは思いますが、我も我もということにならずに、多動障害とか、大きな声を
上げるとか、そういうことがおありになる方がホテルを、だから大勢の方の中とか、環境が違

うところにいると、発作みたいなのを起こされるとかいうことがあるようですので、周りの方、もちろん施設を含めてですけれども、迷惑をかけるからということであらうふうにされたようですので、ぜひもう一度検討いただければと考えております。

次に、対応する職員の防護対策についてですが、先ほどから何度も申し上げておりますが、職員の方の安全というのは本当に最重要課題だと考えております。ただ、情報の取得や対応、避難所の設置、受付などで忙しい中、御自分のことが後回しになるのではないかと案じております。

アメリカのサイエンス誌によると、無発症感染者は45%、無発症感染者からの感染が大いに考えられるということの論文発表がっております。緊急事態宣言が解かれて、分散して当たっておられた業務も通常に戻っています。万一の場合、役場の機能が失われてしまうことを危惧するものです。対策についてはお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お尋ねですけれども、今言われたのは、避難所での職員の防護対策のことをお尋ねなのか、日常業務での職員の安全対策をお尋ねなのか、どちらでございましょうか。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 済みません。日常業務のほうはある程度拝見して知っておりますけれども、質問が避難所の対策ですので、避難所のことを中心にお答えいただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 避難所での職員の防護対策についての御質問でございます。

避難所では、受付場所にエチケットカーテンを設置するとともに、職員にはマスクを着用させるほか、手袋、フェースガード等を準備し、状況に合わせて着用することで、感染防止を図ってまいりたいと考えております。

先ほど来、御指摘がっておりますように、夏場はどうしても熱中症対策との比較衡量になりますので、状況に応じて、どういう状況で職員の感染防護対策が取れるかというのを考えて対応してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ぜひ、皆さんお気をつけになって、業務に当たっていただきたいと思います。

では、大項目の2に参ります。

健康診断に、PCR検査、抗体検査を追加してはということを出しておりましたが、保健所に確認をしたところ、PCR検査までの流れは今までと変更がなく、病院から医師会または保健所へ、それからPCRセンターへということでした。

予定されている集団検診では困難だと思っておりますが、第2波などに備えて、集団検診に合わせて

ではなく、高齢者や妊娠中の方などを対象に、検査までの流れがもう少しスムーズになった時点で、今後の課題としてお考えいただけないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の健康診断時にPCR検査等を追加してはについて答弁をいたします。

健康診断へのPCR検査等の追加についての御質問です。特に、高齢者や妊婦さん等を中心ということでございます。

まず、大刀洗町では、健康診断としまして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査と、健康増進法に基づく胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんのがん検診を集団検診及び個別検診、（病院での検診）で実施をいたしております。

検査項目は、それぞれ例えば特定健診の場合は、問診、身体測定、血圧測定、肝機能、脂質、血糖などの血液検査、尿糖、尿たんぱくなどの尿検査、心電図、眼底検査と定めています。

一方、新型コロナウイルス感染症の診断に関するPCR検査につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検査でございまして、この検査は医師が必要と判断した場合に実施するものでございます。

このため、町で実施する特定健康診査やがん検診に、PCR検査を追加することは困難というふうに考えております。

また、抗体検査や抗原検査も含めまして、現在の日本の医療機関や検査機関の体制や、それぞれの検査の感度や特異度を勘案いたしますと、検査の追加というのは今の段階では現実的ではないというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、今の現時点では現実的ではないというのは、少し調べて十分に分かったことでありますが、そこで②の検査のための補助はできないかについてです。

県によれば、6月9日までの検査件数が1万8,636件、ちなみに5月25日までのデータしかありませんが、北筑後保健所への相談件数は約14万6,000件あったということでした。検査件数の中の再陽性者5名を含めると6月9日までは808名で、皆さんニュースで御存じかと思いますが、昨日で821人になっております。6月9日時点で、入院中が97名、うち重症者が3名いらっしゃいます。

PCR検査に続き、抗原検査も発症から9日までという、抗原検査のほうは日数限定がありますが、保険適用になり、検査料自体は無料になりました。しかしながら、初診料、医学管理等、診察料、検体採取などで、3,500円ほどの金額になるようです。検査をされた方がいらっしゃるかどうかということが前提になるかと思いますが、検査に対する補助はできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） PCR検査、抗体検査、抗原検査への補助についての御質問でございます。

今、議員のほうから御紹介がございましたけれども、現在、新型コロナウイルス感染症を診断するPCR検査や抗原検査は、初診料等の自己負担はございますけれども、医師が必要と判断した場合の検査費用の自己負担はないところでございます。

ですから、医師が判断した分についてしか検査がまずは受けられないんだと、だから検査費用は無料になっておりますので、そこに対する補助というのは難しかろうと思います。初診料とかいうのは、検査にかかるまでというのはどこでもかかってまいりますので、その線引きは非常に難しいんだろうと思っています。

一方、抗体検査については、過去の感染の有無を確認する検査でございます。実施の有無は医療機関がそれぞれ判断され、保険適用のない自由診療というふうにされております。

抗体検査に関しましては、国とか県とかが行う計画的な疫学調査による、今後の公衆衛生上の対策を検討する上で有意義な点もあるかもしれませんが、現在の抗体検査の感度、あるいは特異度、要は感染している方が陽性として診断される割合、あるいは感染されていない方が陰性として診断される割合が今かなり低うございますので、そういうところを考えますと、抗体が検出された個人が、自分は1回新型コロナにかかったんだから安心だと思って、どんどん自由に動き回ってもらうと、それはそれで一方でリスクを高める危険性もあると思いますので、現在のところ、町が抗体検査に対しても補助する考えはないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。隠塚議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、検査自体は無料になっておりますのでという、おっしゃることはよく理解しております。

しかしながら、先ほど申し上げたような金額になるのも現実ですし、2回の検査のためと考え、病院からPCR検査センターへと、交通費とかもかかりますので、そこら辺も勘案していただけたらと願っているものです。臨時交付金とかの2次補正とかでも来るのではないかと考えておりますので、有効活用をお願いしたいと思います。

最後に、様々なことを想定して計画を立てても、計画どおりにできるわけではないということも承知しておりますが、対応や対策計画なしでは、いざというときに機能しませんし、応用もできないと思います。住民それぞれに置かれた状況が異なりますので、漏れがないような対応や対策計画を立てていただきたいと思います。

何より、今伺ったような状態にならないよう、今年は風水害がないことを願って、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎）　ここでしばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時40分から再開をしたいと思います。

休憩　午前10時26分

.....

再開　午前10時40分

○議長（安丸眞一郎）　休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

7番　平山　賢治議員　質問事項

1. 財源および諸政策について
2. 税や公共料金の猶予、減免について
3. 学校教育について

○議員（7番　平山　賢治）　7番、平山です。通告に従って質問をさせていただきます。

マスクをはめていると息が切れる、ラッパを吹いているのに息が切れるというのもこれいかにという感じではありますが、今回はコロナ対応について、特に住民の皆さんへの支援と負担軽減について質問させていただきます。

コロナ対策にあっては、医療、学校、暮らし、営業など、住民生活の全分野にわたって重大な影響を受け、これに対し政治が迅速に適切に対応を行うことが引き続き求められています。

また、この対応を考えるに当たって、80年代から全国的に続けられてきた医療や保健衛生分野の削減が、今回の感染問題の解決を長引かせていることは間違いありません。ここ数十年、続けられてきた新自由主義的な政策のツケが現れているし、今後の社会の在り方もまた今問われているのではないのでしょうか。

緊急事態宣言で営業の自粛を要請しながら、補償もしないという姿勢では、自粛だけできょうはずもありません。また、国が示した補償や休業手当の支給額も著しく低いものです。他の先進国に比べても、補償の低さ、制度の遅さは際立っています。

私たちは、感染防止のための休業要請は、経済的打撃への補償と一体でこそその立場で、国政でも地方でも対策を求めてきました。

しかし、売上げの大幅減や失業、収入減などで、一日も早い支援が必要な状況なのに、国の持続化給付金やマスク配布も支給は遅々として進みませんでした。国民が未曾有の苦難にあえいでいるときでさえ、現在の政権は国民の生命や経済に関心を払わず、ひたすらに自己と自己を取り巻く一部企業への利益供与を図っている構図が誰の目にも明らかではないのでしょうか。

こうした政府の対応により、多くの市町村で混乱が生じています。当町の行政においても、早

く住民支援を始めたいが、国の言うことが毎日変わるのでなかなか足を踏み出せないなど、多くの担当課が悩みを語っておられます。

また、御自身の担当する分野の事業に精いっぱい、全体として対象の方にどのような支援制度が活用できるのか、職員の皆さんも把握が難しい状況とお見受けします。

町におかれては、町民の生命、健康、営業を守るため、国、県に対して必要な財政措置を行うよう引き続き求めるとともに、住民の皆さんの苦難軽減の立場から、交付金や基金も有効に活用しながら、必要な支援、負担軽減を行うように、まずお願いするものです。

さて、1点目であります。

コロナ対応に係る地方創生の臨時交付金について、先日、国会において総額32兆円の第2次補正予算が成立しました。日本共産党は、雇用調整助成金の上限引上げや家賃支援給付金などを上げ、国民の世論と国会での論戦に押され、一定の前向きな支援策が盛り込まれており、問題点はあるものの、この点については賛成できると表明をしました。

その上で、10兆円の巨額予備費について、政府に使い方を白紙委任することは財政民主主義の大原則に反し、国会の自己否定にほかならない、この点を批判しました。

なお、地方創生臨時交付金については、追加で2兆円が措置されたものと聞き及んでおります。

今回、町の補正予算を見ておりましても、地方創生交付金として9,100万円が組替えとして財源に繰り入れられているようです。この交付金について、現在までの活用状況はいかがでありますでしょうか。

また、国の2次補正予算が成立したことにより、町への交付見通しと、それをどのように活用するのか、現時点での計画があればお示しいただきたいと思えます。

(2) 町内の業者さんへの支援策につきましては、休業要請協力金、中小企業等緊急支援金、危機関連補償など、県の事業とも連携して取り組んでおられます。今議会においても、該当する事業において増額の補正が行われています。

また、社会福祉協議会においても、休業された方向けの緊急小口資金や、失業された方向けの総合支援資金を開設し、対応に当たっていらっしゃいます。

今後も、消費が低迷し、第2波、第3波の襲来も言われる中で、町独自の支援政策については今後も継続的な取組が必要と思えますが、現状と今後の見通しはいかがでありましょようか、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の財源及び諸政策について答弁をいたします。

地方創生臨時交付金の活用状況と今後の見通しについての御質問でございます。

この交付金の対象事業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止、それから感染拡大の影響を受

けている地域経済や住民生活の支援などの地方単独事業とされ、先日、交付金の限度額9,119万円が示され、中小企業等緊急支援金やクーポン券事業、あるいは児童生徒、避難所等へのマスク、消毒液等の購入の諸事業への活用を予定をしているところでございます。これらは1次補正の分です。

また、議員御指摘のように、国の2次補正で地方創生臨時交付金が2兆円増額するということが決定をされております。現在のところ、各課でこの使い道について検討するとともに、国からの詳細な連絡を待っているところです。内示額がどうなるかというのが今回見通せない部分がございますので、どういう使途に使えるのかも含めて、それが出た上で判断をしていきたいというふうに考えております。

次に、中小企業支援をはじめ、今後の町単独の支援制度についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、町単独の支援事業として、これまで実施してきた支援と併せ説明をさせていただきます。

まず、休業要請協力金です。これは、福岡県からの休業要請等に伴い、令和2年4月14日以降に7日間以上営業休止、または時間短縮して営業した中小企業及び個人事業主に対して、一律10万円の協力金を支給するもので、4月30日から支給を開始いたしております。

2つ目として、中小企業緊急支援金です。これは、令和2年2月から5月のいずれか1カ月の売上が前年同月比3割以上減少している中小企業及び個人事業主に対し、最高10万円の緊急支援金の支給をするもので、これも4月30日から支給を開始をしております。

3つ目に、今申しました休業要請協力金と中小企業緊急支援金の対象の拡大でございます。休業要請協力金につきましては、当初は飲食店及び100平米以上の商業施設のみを対象と想定しておりましたが、県の協力要請の内容を確認の上、100平米以下の学習塾、音楽教室、エステサロン、整骨院等、商業施設等を対象に追加しております。

また、中小企業等緊急支援金につきましても、迅速な支給を実施する観点から、当初は商工業者のみを対象としてまいりましたが、農業者につきましても、国、県の給付金の対象とすることが確定しましたので、農業者も対象に拡大をしております。

対象拡大に伴う経費として必要な予算を、本議会の6月補正予算に計上させていただいているところでございます。

次に、プレミアムクーポン券でございます。これは、町民の皆様の暮らしを支え、新型コロナウイルスの影響で冷え込んだ地域経済を回していくため、今月末には500円の負担で1,000円のお買物ができるクーポン券を町民の皆様お一人当たり10枚、各家庭に郵送をしてまいります。これは、発売時の3密を避けるとともに、額面の半額を利用者に負担してもらうことで、現金給付に比して2倍の経済効果を見込んでいるものでございます。

続きまして、プレミアム付き商品券の増額でございます。例年、商工会のほうがプレミアム付き商品券を発行いただいております。当初予算でも例年どおりプレミアム率を10%、発行総額を6,000万円で計画しておりましたけれども、県の補助制度の変更を受けまして、現在、今年度のプレミアム付き商品券はプレミアム率を20%、発行総額を1億円に増額する方向で、商工会のほうと協議をしているところでございます。

このほかにも、町内の事業者に対する支援といたしまして、今日の西日本新聞の朝刊にもオンライン飲み会、「KANPA I タチアライ」という記事が掲載されておりましたけれども、そのほかにも飲食店でのテイクアウトを応援する「TOGO タチアライ」の取組や、毎週金曜日、役場職員が町内飲食店にお弁当を注文することで飲食店を応援する「たちあランチデリバリー作戦」、あるいは母の日の花の購入とか、今大変困っている花農家の切り花を注文することを通じて花卉農家を支援、そういうことにも取り組んできたところでございます。

例えば、「たちあランチデリバリー作戦」では、これまで900食を超えるお弁当を購入して、飲食店を応援してきたところでございます。

また、医療機関や福祉施設に対する支援といたしまして、町が備蓄しておりましたN95マスクやフェースシールドや防護着などの防護用具を小郡三井医師会に、サージカルマスクを町内の福祉施設に提供したほか、小中学校での感染防止対策をはじめ、町内の保育園や学童保育所に対する支援として、児童及び職員へマスクと消毒液を配布をしているところでございます。

さらに、1人当たり10万円の国の特別定額給付金につきましても、郵送申請方式、オンライン申請方式に加えまして、経済的理由等により特に早期の支給を希望される方を対象に、町独自で申請書をダウンロードして申請してもらう方式も加えまして、5月1日から受け付けを開始し、5月12日から支給をしてきたところでございます。

今後とも、これから予定されております国の2次補正の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な支援に努めてまいります。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問をさせていただきます。

今の答弁では、内示額についてはまだ見通せない部分があるということで、ただ各課においては、今後、こういった事業を行いたいという要望なり計画というものはあるでしょうから、まず前提としてお伺いしたいんですが、この4カ月ぐらい行政として対応されている中で、いろんな住民の方の御苦勞とか御相談をお受けになったと思うんですが、町全体の状況として、今の住民の暮らしや営業なり、あるいは生活実態などがどういふふうに変化しているかというのが、町長なりの何か実感というのがお持ちでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 新型コロナウイルスが町内にどういうふうな影響を与えているか、町民の皆様にはどんな影響を与えているか、実感についての御質問でございます。

今回の新型コロナについては、本当に我々の生活全般にわたって大きな影響を受けている。特に、事業者の方とか、あるいは考えもしなかったようなところで、いろんなところが波及して影響を受けているというのがあるというふうにお聞きをいたしております。

ですから、今回の2次補正に関しましても、閣議決定がされる前日に緊急の新型コロナウイルス感染症対策会議を開きまして、2次補正の交付金を活用して町として何かできないか、その際、私のほうから指示いたしましたのは2点ございまして、これまでやりたくても予算上の制約等でやれなかったような事業、総花的に交付するというのもあるんだろうと思いますけど、そうではなくて、どうしても本当に今後の大刀洗のまちづくり、地域づくりを考えていく上で必要な事業で、予算上の制約でできなかった事業について、今回の交付金が活用できないのかを検討してほしいというのが1点。

もう一点が、実際に町民の皆様が、今、議員御指摘があったように、どんな点で困っていて、どういう皆様が今一番支援を求めているのか、どんな支援が求められているか、それをまず確認して、それに基づいて、今度の国の交付金を活用した事業を検討してほしいということで、指示をしたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現在、行われております町内の業者さん等に関する支援策が、休業要請協力金なり中小企業等緊急支援金等がありますが、これについては複数回実施するという今後の可能性というのはございますかね、引き続いて。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

事業者に対する休業要請金、あるいは中小企業の支援金等の複数回の実施についての御質問でございます。

これについては、基本的には国、県のそれぞれの持続化給付金とか、支援する仕組みがございます。当初、事業者の方、あるいは商工会の皆さんとお話をする中で、実際に融資にしてもそういういろんな給付金にしても、申請してから給付にかかるまでの期間がどうしてもかかってしまうんだと、それまでのつなぎ資金の確保が一番難しいというふうなお話があったので、これは議長のほうにも御相談をさせていただいた上で、専決処分ですべてを計上し、4月から支給をさせていただいたところでございます。

ですから、今は国、県の制度が動き始めておりますので、町としては国、県の制度のはざまに埋もれている方とか、国、県の制度では十分に救われない方、そういう方を中心に、国、県の制

度を前提として、どういうふうにしたら困ってある事業者の皆様等を応援できるか、それから先ほどいろいろなことを、縷々申しましたけれども、予算を計上して、するだけの支援だけではなくて、予算をそんなにかけなくても応援できるやり方というのがあると思いますので、そういうやり方も含めて、引き続き対策、支援を考えてまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、私どものほうから幾つか、これだけ生活が苦しいと、収入が落ち込む中であって、税負担とか料金負担というものをどうしていくか、猶予だけじゃなしに、減免等も、国の交付金を活用できるものについては特に交付金を活用しながら、減免を図っていくということが緊急に重要だろうと思います。

1つは、県の家賃補助というのがございます。福岡県が中小業者への追加支援策として、国の家賃支援給付金というのに加えまして、県独自の上乗せを今回行うということになりました。

6月補正では、月額家賃の15分の1ですか、少額ではありますが、県が給付すると。

併せて、市町村にも同水準の給付を求め、事業者の負担を2割に軽減するという考え方が示されていますが、これに対して町としての対応というのはございますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

家賃補助に関する御質問でございます。

家賃補助に関しましては、一方で持家の事業者に関しては、売上げが幾ら減っていてもその部分は補填されないというふうな部分もございます。なので、県の制度等を踏まえて、トータルとして町内の事業者さんの皆さんになるべく公平感を持った形でどのような支援ができるのかというのは、今後、担当課を交えて、商工会の意見もお聞きしながら、検討を今後してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについては、県とも協力して、速やかな実施をお願いしたいと思います。

それから、町が行っている支援のほかに、社会福祉協議会でも緊急貸付けの制度がありまして、先週お聞きしたところでは37件の申請があり、ほぼ認定がされていると聞いています。対象は、個人で収入を得ている方など、小規模の方が多いと。どういう感じでお越しになるのかと聞いてみますと、社会福祉協議会へ直接相談にお越しになる方が多く、よりリアルに住民の実態や悩みをつかんでいらっしゃるように思います。

町の福祉のほうに聞いてみますと、収入の激減による生活保護の申請もあっており、生活保護制度への積極的な結びつきというものが求められていると思います。

また、社協への相談から町の支援制度へ結びつけていったり、あるいは税の納付相談から支援に結びつけるなど、以前から町においても御努力いただいているんですが、こういう状態ですから、今ますます各課なり社会福祉協議会等の連携による支援が求められていると思います。

福祉の問題では、今は表面化していなくても、独居高齢者の方ですとか、家庭状況に困難が生じている人たちの問題が、今後、活動が復活していく中で表面化してくると思います。緊急事態宣言の中で、従来の見守りやミニデイといった集団活動が行えず、多くの高齢者の方や支援を必要とする方が不安を抱えていらっしゃいます。

また、学校休校など、在宅が長期化することによる家庭の問題も増えつつあると思います。

こうしたものが、今後、顕在化してくるということに対して、交付金等も活用しながら、町が積極的な対応ということで何かお考えはないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議員の御指摘も踏まえて、今後、検討をしてみたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 福祉担当の方々も、そこら辺を非常に今後どうなってくるのかというのが非常に不安に思っている。先ほどありましたように、物資の手当も同時であります。2次補正が組まれた中で、そうした顕在化するであろう福祉、家庭問題に対しての物心両面にわたる支援と、それから支援に当たる人たちの十分な配慮をお願いするものであります。

大きな2点目です。これも関連をいたしますが、税や公共料金の猶予、減免についてです。

収入が大きく減り、家計に余裕がなくなる中で、税や公共料金、家賃などの支払いが重い負担となっています。町としては、これらの税や上下水道料、住宅使用料など、料金の徴収に際してどのような対応を取っていらっしゃるでしょうか。また、今後の見通しはいかがでしょうか。

2、国民健康保険税については、徴収の猶予に加えて減免を可能とする制度が発足していると聞いていますが、具体的にはどのように実施されますでしょうか。

また、先月に、国保加入者等に対する傷病手当の支給について、専決処分が行われております。具体的な運用について、答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の税や公共料金の猶予、減免について答弁をいたします。

町税や使用料の猶予及び減免についての質問でございます。

まず、猶予について御説明をさせていただきます。

本年2月以降の任意の1カ月の収入が前年同期と比べまして2割以上減少した方を対象に、町民税、法人町民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税の納税を納期限から1年間、猶予

することとしております。

また、上下水道の使用料や住宅使用料につきましても、収入が減少した方に対し、来年3月31日まで猶予をすることとしております。

次に、減免について御説明をいたします。

国民健康保険税では、まず主たる生計者が新型コロナウイルスに感染し、死亡または重篤な場合は全額免除をされます。また、主たる生計者、これは前年の所得が1,000万円以下に限るということになっておりますが、所得の合計に民間の法人向け保険等の補填分が来る場合がありますけれども、その分を足した所得額の合計額が前年と比べて3割以上減少し、かつ複数所得がある場合に、今回減少した所得以外の所得の前年の所得が400万円以下の場合には、段階的に2割から8割減免、あるいは全額が免除となります。

固定資産税では、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けた中小事業者のうち、令和2年2月から10月の任意の3カ月間の事業収入が前年同期と比較し3割以上減少した場合、令和3年度の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税が5割減免、あるいは全額免除をされます。

住宅使用料では、収入が減少した場合、減額後の収入を基に家賃の再計算を行い、使用料を再認定することとしております。

次に、傷病手当につきまして御説明をいたします。

支給に必要な条例改正及び補正予算を専決処分し、本議会に承認をお願いしているところでございます。これは、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状で感染が疑われ、本年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができなかった被用者に対し、傷病手当金を支給するものでございまして、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した、割った金額の3分の2を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日、4日目以降、支給するものでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、1点目についてなんですが、濟いませぬ、今、聞き漏らしたかもしれないんですが、猶予についてはお聞きしましたが、減免、所得が大きく下がった方の公共料金等の住宅使用料の減免については、具体的に実施するというところでよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えします。

住宅使用料につきましては、通常、前年の収入に基づいて家賃を計算するんですけども、今回に限り、収入が減少した場合は、減額後の収入を基に家賃の再計算を行って、使用料を再認定することとしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうしたら、下水道使用料ですとか、あるいは公共施設の使用料、それから公営住宅の家賃、給食費等、いろいろ負担があると思いますが、これらに対しての町独自で収入に応じた減免ということについては御検討なされないですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 下水道使用料について答弁いたします。

下水道につきましては、公益料としまして、下水道の使用料の収入をもって設備の更新等に充てておりますので、減額をしますと、1期分といたしまして大体2,000万から2,500万円の収入減となりますので、現時点では免除というところでは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） もちろん、一部の収入が大きく減少した方に対する減免であります。

地方創生の臨時交付金の説明によれば、上下水道料金や公共施設使用料、あるいは公営住宅の家賃、給食費等の減免に、地方創生の臨時交付金を原則として使っていただいて構わないというお答えが私の知る限りでは政府から出ております。

この際、大きな負担であるところの上下水道料、あるいは公営住宅家賃、給食費等も含めて、そういった大きく所得が落ち込んだ方に対して、地方創生の第2次の交付金を活用して、減免に踏み出すということは考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

その点につきましては、私のほうから担当課のほうに、そういうことが活用できないのかという検討の指示は出しているところでございます。

ただ、今、私が情報に接している限りでは、そこら辺がまだ明確になっていないということでしたので、制度がもう少しはっきりした段階で、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 確かに、ただしというのはいろいろ書いてあるんですが、これが減免に使えるとなると、これはまず一番に生活が収入が落ち込んで苦しくなった方に交付金を減免制度に活用させていただくということは、行政の一番最優先の課題として私はやるべきことだと思いますので、先ほどの町長の答弁にもありましたように、これを積極的に活用していくということで、納期の延長だけではなく、積極的な減免に足を踏み出していきたいと、このように強く求めるものであります。

それから、2点目ですが、傷病手当については、白色専従者の方も該当ということで、この前、

御説明を伺っていますが、個人事業主の方へも支援をする自治体が今増えているようでして、被用者だけじゃなくて、実際に個人事業主へ支援されている自治体では、3分の2を最長1年6カ月とか、あるいは自営業者で傷病手当の対象外の方に20万円の傷病見舞金を支給などという事例があります。

これも、今回のコロナを契機として、継続的な制度として検討すべきと思いますが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 事業主の方につきましては、国保の方であったとしても、先ほどありました中小企業との関係のそちらのほうで対応していただきたいというふうに、健康福祉課としては考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今のところ、御検討されていないということですが、こういう全国の事例もあります。持続化給付金というのは一時的なものでありますが、国保なんかの制度的な問題を鑑みる場合に、これは継続的な制度として私は整備すべきものだと思いますので、ぜひこれはいろんな自治体の事例も御紹介できますので、それをもって検討していただきたいと、強く申し上げたいと思います。

それから、もう一つ申し上げたいのが、地方税、町税とか、それから国保税について、周知の問題なんですよ。先日、納税通知書が届いたんですが、特別の事情に係る減免については、私、見る限り一言も文面がないように見えました。コロナの特例もある、特にこういう事情であるんですが、コロナの特例に関わらず、特別な事情について減免があるということについては、例年、納税通知書の中にはっきり記述すべきものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 平山議員の御質問にお答えいたします。

本来ですと、皆様の手元に届いたときに、コロナについての減免について等、説明が入っているべきですが、今回、国から示された情報では、6月10日に発送しております国民健康保険税の通知書には同封できない状態でありました。なぜかといいますと、条件等の解釈について質問等が国に寄せられまして、その回答がまだ間に合っておりませんでしたので、未確定でございましたので、今回同封できなかったのも、大変申し訳ないと思っております。

6月の広報に、国保税につきましては減免、猶予等について、税務課のほうに御案内するようになっております。今後も、税務課のほうにお電話や御来庁いただきましたら、個別に御対応いたしますので、できるだけ皆様にもお知らせしたいと思っておりますので、個別でち

ちゃんと対応できるようには課のほうでは対策をしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 減免に係る非常に重要な制度であります。住民の利益になる制度でありますので、1つは、コロナに関わらず、納税相談、特別な事情については御相談くださいということが、例年、通知書に記載されているべきであるということ、もう一つはコロナ対応について、御事情により間に合わないのであれば、広報以上の周知が私は必要ではないかと思ひます。

できるならば、国保の加入者に対しての全員へのお知らせというのが私はあつていいと思ひますので、そういった交付金を活用しながら、今回の全体に言えることなんですが、周知を図っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

大きな3点目ですが、冒頭述べましたように――述べていませんが、2月の安倍首相の突然の休校要請によって、現場の学校、先生方、保護者、子供たちが混乱に陥りました。以降、実質3カ月間、子供たちは基本的に在宅で過ごすこととなりました。友達とも会えず、学校での勉強や運動もできず、今後のことも見通せず、我々大人から見ても大変厳しい3カ月間だったのではないかと思ひます。

学校再開に当たっては、こうした子供たちの状況をよくつかんで、子供の心のケアと成長、そして何より健康を第一に考えた対応を心からお願ひするものです。

さて、質問ですが、（1）休校期間の対応状況と今後の学校運営の見通しはいかがでしょう。夏休み期間の設定や学習の予定なども併せてお願ひします。

（2）就学援助制度については、かねてから積極的な活用をお願ひしているところでありますが、今回のコロナ感染への対応を受けて、家計が急激に悪化した御家庭に対する支援の拡充が必要ではないかと思ひます。

以上、2点について答弁を求めます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、お答ひいたします。

まず、休校期間の対応状況につきましては、4月10日から5月29日まで、自宅での保育環境が整わない家庭の児童とか、学童保育所を利用している児童の受入れを小学校で行っていたところがございます。そして、4月から、宿題につきましては、教科書に沿った形で、小学校ではユーチューブを利用しながら行いまして、また中学校では週1回の登校日などを設けて、対応したところがあります。

その間、適宜、電話連絡とか家庭訪問などを行いながら、子供たちの安否確認を行っております。

それから、小中学校とも5月21日からは分散登校という形にいたしまして、慣らし運転をしながら、6月1日からの全面再開に備えたところであります。

学校運営の見通しというお尋ねですが、夏休み期間につきましては、37日間ございます現在のシステムから、8月8日から23日までの16日間に短縮をいたします。それから、行事や履修内容等を精査いたしまして、授業を進めてまいりたいと思います。中学校におきましては、学習時間を5分短縮するなどして、週3回程度、7時間授業を行います。

このような行事の精選、あるいは授業内容の重点化を図るなど行いまして、本年度の予定をできるだけきちんとした形で終了させようというふうにしておるところです。

今後とも、感染予防対策を十分に行いながら、学校教育を進めてまいりたいと考えております。次に、就学援助制度の活用についてお答えいたします。

就学援助制度につきましては、対象者が以下の5点に該当する場合としております。

まず1点目、今年度中に生活保護の停止・廃止を受けた方、2番目、世帯全員の合計所得金額が支給基準額以下の方、3番目、児童扶養手当を全額受給している方、4番目、世帯全員の国民年金が全額免除された方、5番目、世帯全員の国民健康保険が免除された方、6番目として、その他教育委員会として1号に準ずる程度に困窮しているというふうに認めた場合となっております。

新型コロナウイルス感染症の関係で影響を受けて、生活状態が急激に悪化し、福岡県社会福祉協議会が行っている新型コロナウイルス感染症対策の個人貸付生活福祉資金を利用された方は、今年度、困窮していると判断されますので、就学援助の対象とする予定であります。

対象者は、社会福祉協議会から、個別に小中学生のいる家庭に案内していただくようお願いしているところであります。

また、例年、4月中に申請受け付けを行ってございましたけれども、4月8日から休校となりましたために、再度、5月末に案内を行い、6月12日まで受付期間の延長を行ったところであります。

以上でお答えを終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次、再質問をさせていただきます。

1つ目ですが、突然の休校を経て、教育委員会も大変だったと思いますが、当の子供たちが大変なストレスを抱え込んだまま、学校への登校を再開いたしました。何より一番不安を持っているのが、当の子供たちではないでしょうか。

また、休校期間中も、宿題、家庭で行いましたが、いまだ習っていない分野や高度な読解力が必要な出題など、多くの子供たちや保護者にとって対応に苦勞したと思います。

かつてないこういった休校期間の延長、学習の遅れや格差については、子供一人一人に丁寧に教えることがおっしゃるとおり欠かせないと思います。学習が遅れた子供への個別の手だても必要だと思います。

子供たちの本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら心身のケアを進めていくには、手間と時間も必要だと思います。休校の中で、特別な困難を抱えた子も出てくると思います。こうした子に対しての心理的、福祉的な支援も求められると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

例えば一例としまして、中学校におきましては、スクールカウンセラーが全クラス回りまして、悩みの相談があった場合についてのアドバイスを行うなど、子供たちの心身のストレスに対応しようというふうにしております。

また、各小学校におきましても、なかなか課題を抱えた子供で、行き渋りが出ているという状況ですので、個別対応のための個別会議をして、具体的にこれからどうしようかということについての話し合いをしているところです。

なお、御存じのように、今年からスクールソーシャルワーカーを常時配置いたしましたので、この方を中心として、個別の対応についての指針へのまとめをしているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 子供と併せて、家庭的な問題等の顕在化していくと思います。先ほどの福祉の問題もあると思います。この点についても、子供の実態から出発するような柔軟な対応が求められていると思います。

先ほど答弁にもありましたが、全国的に夏休みや学校行事の大幅削減、それから長時間授業などのやり方で、新たなストレスをもたらすのではないかとというふうに非常に危惧をしています。学びとともに、人間関係の再構築や、遊びや休憩をバランスよく保障する柔軟な教育ということが今こそ必要だと思いますが、授業などの在り方については今後いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 議員がおっしゃるとおり、私も非常に子供たちのストレス、あるいは家庭での状況について案じておりますけれども、現在のところ、状況を各小中学校から伺いますと、例えば中学校1年生はほぼ欠席なしで出てきています。中2、中3については、従来から不登校傾向であった子供たちがなかなか出にくいという状況はございますけれども、ラポールという、いわゆる子供たちが行く部屋を作っております、そこにも支援員を配置しております、以前

よりもそこに訪れてくる、来なかった子供たちが来るようになったという報告を受けています。

また、中学校の図書館の改修につきましては、子供たちが憩いの場として、あるいは立ち寄りどころとして、改修を一部していきたいというふうに考えております。

小学校につきましては、何か家庭的に非常に困難な状況を抱えている子供たちの中に、検温をしてこない、あるいはマスクをしてこない、あるいは風呂に入っていないのじゃないかと思われる状況等がある、先生たちも非常に心配されておまして、個別に家庭訪問などをして、援助していこうというふうにしています。

ただし、私が先生方に申し上げているのは、家庭まで踏み込んで改善をしてくださいといってもなかなか難しい点多々ありますので、とにかく学校に出てきた場合には子供たちが精いっぱい活躍をして、そして自分の個性を伸ばして、心身ともに明るい生活が送れるように配慮してくれということで、現在、学校運営を行っていただいているところであります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 学習の遅れとか、大きなストレスという実態から出発しまして、学校現場の自主性なども尊重していただきながら、詰め込みではないような、弾力的な運用に踏み出してほしいと強く願うものであります。

また、少人数学級というのを私どもはずっと言っておるんですけども、コロナ問題の中で、密を避けるという点でも、あるいは学習の充実という点でも、少人数学級が今こそ求められているときではないかと思えます。国、県等にも引き続き強く要望しながら、少人数学級の実現というのを求めていきたいと思えます。

さて、現在の予定では、先ほどの御答弁では、夏休みを短縮して授業を行うということですが、近年の気温上昇が言われる中で、学校での対策についてはいかがでしょうか。エアコン等、それから窓の開放、それからマスク等の実施についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 昨年、全教室、特別教室も含めまして、冷暖房の完備はしております。また、適宜、コロナ対策として換気をしております。マスク等は、確かに感染予防のためにはめてきているという形ではございますが、熱中症等にも十分気をつけながら、今後、対策をして行っていくところです。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） いろんな先生方とか子供たちによって受け止めが違うと思うんですが、マスクはきちんと鼻までしなさいと、しかし熱中症には気をつけなさいと、子供たちに言われるので、子供たちとしてはどういう対応をしたらいいのかというのも非常に混乱していらっし

やる。先生方は多分どちらも気をつけなさいということでおっしゃると思うんですが、子供たちには判断のしようがないので、それは非常に大人でも苦しい中で苦しい思いもすると。

もう一つは、登下校が、8月の登下校ということになります。現在でも、マスクをしたまま登下校する中でも、非常に息苦しいというか、窒息ぎみでしているお子さん方もいらっしゃるようですので、その点について教育委員会のほうから、登下校の対応、あるいはマスクに関する指針、エアコン中の窓についての指針等をもう少し実態に即した指導をやっていただきたい。大人ですと付度できるのかもしれないけれども、子供に対して幾つかの指示があると、これに対しては子供がどうしたらいいのかというのが今分かっていないというのが現状だと思います。

もう一つは、登下校時の安全確保というのが新たな課題となります。一昨年の猛暑の際は、既に朝の時点でも外出に危険を感じるほどの気温であります。8月に学校登校となると、登下校時の安全確保が新たな課題となりますし、マスクをどうしていくのかということになります。

それについて、教育委員会のほうで具体的な、本来、子供たちの命と安全、健康を守るという立場で、ひとつここは整理していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

登下校のマスクについてですけれども、現在でも学校では、集団登校してきた子供たち、あるいは下校する際には、暑い場合は取っ払いという指導をしております。ただし、今までがマスクをしなさいという、そっちのほう聞いていたかもしれませんので、子供たちの耳の中に外してもいいですよというのが残るような指導をきちんとしていきたいと思っております。

また、体育につきましても、体育のときには非常に暑うございますので、体育のときには取っ払いということになっておりますし、具体的な細かいところで指示が届いているのではないかと思います。

また、教室につきましても、換気を少ししていますけれども、対角線上に10センチほど開けて換気をしておりますし、それから子供たちが接触するときのグループ学習をできるだけしないような形で、飛沫が感染しないような形での指導等も行っているところであります。

それから、各部屋には、中学校は特にそうなんですけれども、24時間の換気扇がございまして、換気扇もどうぞつけてくださいということで指導しているところです。

子供たちの現実を毎日見ている先生方が一番よく分かっていらっしゃると思いますので、臨機応変に指導していただいているというふうに思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 8月中の徒歩による登下校が適切かどうかと、その辺からもひとつ柔軟な対応と十分な検討を今後早急をお願いしたいと思います。また、そういう御見解があるの

であれば、そういったことで再度、学校現場なり、子供たちに徹底していただく手だてを取っていただきたいと思います。

2つ目ですが、就学援助については、先ほど福祉貸付けの利用が1つ条件になるというふうにお聞きしたんですが、それは私は条件としては厳し過ぎるのではないかと思います、全国の状況を調べてみますと、例えば長野県の信濃町は、2から5月までの解雇、失業者の世帯も就学援助の対象とすると。それから、長岡市は、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯に対し、前年所得が認定基準を満たさない場合でも就学援助費の審査を行いますので御相談くださいと、所得が著しく減少したことを証明する書類をもって認定を行いますということが行われています。

こうした自治体を見ますと、多くの自治体では、家計が急変した方へとの見出しを打って、相談、申請を進めています。当町においても、これらの基準等も参考にしながら、より多くの該当者が制度を活用できるように検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） もともと6番目に、その他教育委員会が準ずる程度に困窮していると認めた方という形でしておりますので、そういったことで御相談があれば、柔軟に対応したいとは思っております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） これも、基準を一律に設けないことと、急変した方へということで、積極的にお知らせするという姿勢が大事であろうと思います。いつも申し上げているところでありますが。

さて、幾つか質問してきましたが、こうして見ますと、冒頭にも述べましたように、国の制度の遅れなどで、町の職員の皆さんも大変な御苦労の中で、日々、職務に当たっていることと想像いたします。

ただ、全体として、様々な支援制度がつけられている中で、職員各位は担当する分野の対応が精いっぱい、ある住民の方に対してどのような支援が可能であるか、全体から判断する部署が必要じゃないかと私は思うんです。個別の相談には乗れるんだけど、この方のケースであれば別の支援も該当するんじゃないかということが、個別には考えつくこともありまじょうが、町の行政の公式のシステムとして、コロナの総合相談窓口を設置して、その方の状況を聞き取り、生活の間診票じゃないんですが、あなたの状況でしたら、この支援とこの減免を受けられる可能性があると、あるいはお子さんはこれに該当する可能性があるかと、ついてはこの係で相談を受けてみてくださいという部署が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

3月議会で、あのときは地方創生関連の御質問だったかと思いますがけれども、同じように、ワンストップで全てを、そこに行けば関連のことが相談なり対応ができる部署をつくってはどうかというふうな御質問があったかと思いますが。今回の御質問、同じようなことかな、趣旨かなと思っております。

おっしゃるように、どこか1つ窓口があって、そこで対応できればいいというのはそのとおりのなんだろうと思っておりますけれども、なかなか1つの部署で全てが完結するというのは難しゅうございます。相談に来られる方も、どの分野を最初のファーストステップで御相談に来るんだろうかというのもございますので、まずは最初に相談を受けたところが責任を持ってそれぞれ横の担当部署につないでいく、そういう横の連携を図っていくということが重要じゃないかと思っております。

限られた職員数の中で、新たに1つの部門をつくる、1つの班をつくるというのは難しい点もございますので、それぞれ職掌をこなしながら、横の連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、私もいろんな課の方とお話をする中で、最初に質問、相談を受けた方が、これはということの一つ一つ考えていくというのは、それこそその課にすごい負担がかかると思うので、問診票じゃないですが、せつかく大刀洗町が支援制度一覧というものをお作りになっている。そういうのも活用しながら、あなたはこれとこれに活用するんじゃないかということ、1つは、1回来ていただければ全体のヒントが見つけれられるというような行政づくりというのが、今はなおさら求められていると思います。

1つは人もいないということではありますが、例えば臨時交付金の活用の中で、ある特定の方に対する短期的な雇用に対して臨時交付金が出たりしますよね。これはコロナ対応に係る相談窓口なので、短期的な相談窓口ということになれば、短期的な雇い止めがあった方などをお願いして、こういう窓口をつくって一緒に考えていただくと、そういういろんな立体的な考え方が可能だと思えます。今回の2次補正でも使えると思えますけど。

もう一つは、全体として公務員削減とか、医療機関の削減などが、今回の問題の根底にあると思いますので、これ以上の合理化をやめて、災害対応も含めて、行政機関の充実を私は図っていただきたいと思えます。

その上で、住民の苦難解決のために、あらゆる手だてを講じること、子供たちの学びのために、子供の立場に立って学校の運営に当たることを引き続き求めまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時38分
